

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- | | |
|----------------------|------|
| ○ 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 | 2133 |
| ○ 市道の路線認定【建設局総務部管理課】 | 2134 |
| ○ 市道の路線変更【建設局総務部管理課】 | 2139 |
| ○ 市道の路線廃止【建設局総務部管理課】 | 2140 |

◇ 公 告

- | | |
|------------------------------|------|
| ○ 物品調達契約に係る一般競争入札の公告【契約室契約課】 | 2141 |
|------------------------------|------|

北九州市告示第314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成25年8月2日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
516	黒崎岸の浦1号線	前	北九州市八幡西区岸の浦二丁目20番1地先から 北九州市八幡西区岸の浦一丁目21番2地先まで	17.1 ↷ 17.5	35.0
		後	北九州市八幡西区岸の浦二丁目20番1から 北九州市八幡西区岸の浦一丁目21番2地先まで	17.1 ↷ 19.1	35.0

北九州市告示第315号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成25年8月2日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	起 点	終 点
3331	浅野34号線	小倉北区浅野二丁目	小倉北区浅野二丁目
3332	井堀71号線	小倉北区井堀一丁目	小倉北区井堀一丁目
3333	片野新町15号線	小倉北区片野新町三丁目	小倉北区片野新町三丁目
3334	片野新町16号線	小倉北区片野新町三丁目	小倉北区片野新町三丁目
3335	片野新町17号線	小倉北区片野新町三丁目	小倉北区片野新町三丁目
3336	片野新町18号線	小倉北区片野新町三丁目	小倉北区片野新町三丁目
3337	片野新町19号線	小倉北区片野新町三丁目	小倉北区片野新町三丁目
3338	三郎丸30号線	小倉北区三郎丸二丁目	小倉北区三郎丸二丁目
3339	三郎丸片野新町1号線	小倉北区三郎丸二丁目	小倉北区片野新町三丁目
3340	城野団地2号線	小倉北区城野団地	小倉北区城野団地

3 3 4 1	城野団地 3 号線	小倉北区城野団地	小倉北区城野団地
3 3 4 2	城野団地 4 号線	小倉北区城野団地	小倉北区城野団地
3 3 4 3	東城野町 2 号線	小倉北区東城野町	小倉北区東城野町
3 3 4 4	東城野町 3 号線	小倉北区東城野町	小倉北区東城野町
3 3 4 5	東城野町 4 号線	小倉北区東城野町	小倉北区東城野町
3 3 4 6	東城野町 5 号線	小倉北区東城野町	小倉北区東城野町
3 3 4 7	緑ヶ丘 3 1 号線	小倉北区緑ヶ丘二丁目	小倉北区緑ヶ丘二丁目
3 3 4 8	南丘 3 1 号 線	小倉北区南丘一丁目	小倉北区南丘一丁目
6 2 0 2	企救丘徳力 2 号線	小倉南区企救丘六丁目	小倉南区徳力二丁目
6 2 0 3	葛原本町 1 1 0 号線	小倉南区葛原本町三丁 目	小倉南区葛原本町三丁 目
6 2 0 4	曾根北町 1 号線	小倉南区曾根北町	小倉南区曾根北町
6 2 0 5	曾根北町 2 号線	小倉南区曾根北町	小倉南区曾根北町
6 2 0 6	曾根北町 3 号線	小倉南区曾根北町	小倉南区曾根北町
6 2 0 7	曾根北町 4 号線	小倉南区曾根北町	小倉南区曾根北町
6 2 0 8	曾根北町 5 号線	小倉南区曾根北町	小倉南区曾根北町

6 2 0 9	曾根北町 6 号線	小倉南区曾根北町	小倉南区曾根北町
6 2 1 0	曾根北町 7 号線	小倉南区曾根北町	小倉南区曾根北町
6 2 1 1	長尾 5 4 号 線	小倉南区長尾三丁目	小倉南区長尾三丁目
6 2 1 2	長尾 5 5 号 線	小倉南区長尾三丁目	小倉南区長尾三丁目
6 2 1 3	長尾 5 6 号 線	小倉南区長尾三丁目	小倉南区長尾三丁目
6 2 1 4	沼本町 8 5 号線	小倉南区沼本町四丁目	小倉南区沼本町四丁目
6 2 1 5	湯川新町 1 1 5 号線	小倉南区湯川新町四丁 目	小倉南区湯川新町四丁 目
6 2 1 6	湯川新町 1 1 6 号線	小倉南区湯川新町四丁 目	小倉南区湯川新町四丁 目
3 8 6 5	青葉台西 4 号線	若松区青葉台西一丁目	若松区青葉台西一丁目
3 8 6 6	青葉台西 5 号線	若松区青葉台西一丁目	若松区青葉台西一丁目
3 8 6 7	青葉台西 6 号線	若松区青葉台西一丁目	若松区青葉台西一丁目
3 8 6 8	青葉台西 7 号線	若松区青葉台西一丁目	若松区青葉台西一丁目
2 0 9 9	高見 4 3 号 線	八幡東区高見一丁目	八幡東区高見一丁目
2 1 0 0	高見 4 4 号 線	八幡東区高見一丁目	八幡東区高見一丁目
6 8 7 7	青山 3 6 号 線	八幡西区青山一丁目	八幡西区青山一丁目

6878	青山37号線	八幡西区青山一丁目	八幡西区青山一丁目
6879	青山38号線	八幡西区青山一丁目	八幡西区青山一丁目
6880	青山39号線	八幡西区青山一丁目	八幡西区青山一丁目
6881	青山40号線	八幡西区青山一丁目	八幡西区青山一丁目
6882	青山41号線	八幡西区青山一丁目	八幡西区青山一丁目
6883	岩崎3号線	八幡西区岩崎三丁目	八幡西区岩崎三丁目
6884	岩崎4号線	八幡西区岩崎三丁目	八幡西区岩崎三丁目
6885	御開13号線	八幡西区御開三丁目	八幡西区御開三丁目
6886	折尾66号線	八幡西区折尾四丁目	八幡西区折尾四丁目
6887	折尾堀川町1号線	八幡西区折尾四丁目	八幡西区堀川町
6888	香月西22号線	八幡西区香月西三丁目	八幡西区香月西三丁目
6889	香月西23号線	八幡西区香月西三丁目	八幡西区香月西三丁目
6890	大膳22号線	八幡西区大膳二丁目	八幡西区大膳二丁目
6891	大膳23号線	八幡西区大膳二丁目	八幡西区大膳二丁目
6892	大膳24号線	八幡西区大膳二丁目	八幡西区大膳二丁目

6 8 9 3	大膳 2 5 号 線	八幡西区大膳二丁目	八幡西区大膳二丁目
6 8 9 4	大膳 2 6 号 線	八幡西区大膳二丁目	八幡西区大膳二丁目
6 8 9 5	高江 1 号線	八幡西区高江四丁目	八幡西区高江四丁目
6 8 9 6	高江岩崎 1 号線	八幡西区高江四丁目	八幡西区岩崎三丁目
6 8 9 7	高江岩崎 2 号線	八幡西区高江四丁目	八幡西区岩崎三丁目
6 8 9 8	鉄王 5 1 号 線	八幡西区鉄王二丁目	八幡西区鉄王二丁目
6 8 9 9	鉄王 5 2 号 線	八幡西区鉄王二丁目	八幡西区鉄王二丁目
6 9 0 0	鉄王 5 3 号 線	八幡西区鉄王二丁目	八幡西区鉄王二丁目
6 9 0 1	西曲里町 1 2 号線	八幡西区西曲里町	八幡西区西曲里町
6 9 0 2	本城 2 5 6 号線	八幡西区大字本城	八幡西区大字本城
6 9 0 3	本城 2 5 7 号線	八幡西区大字本城	八幡西区大字本城
6 9 0 4	丸尾町 1 7 号線	八幡西区丸尾町	八幡西区丸尾町
1 8 8 1	千防 3 4 号 線	戸畑区千防三丁目	戸畑区千防三丁目

北九州市告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成25年8月2日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	新旧別	起 点	終 点
1621	朽網88号線	新	小倉南区朽網東六丁目	小倉南区朽網東六丁目
		旧	小倉南区大字朽網	小倉南区大字朽網
2640	田原4号線	新	小倉南区田原三丁目	小倉南区田原二丁目
		旧	小倉南区田原二丁目	小倉南区田原三丁目
3067	長野本町16号線	新	小倉南区長野本町一丁目	小倉南区長野本町一丁目
		旧	小倉南区長野本町一丁目	小倉南区長野本町一丁目

北九州市告示第317号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を廃止する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成25年8月2日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	起 点	終 点
4994	本城12 4号線	八幡西区大字本城	八幡西区大字本城

北九州市公告第610号

一般競争入札により、ガスクロマトグラフ質量分析計の物品調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年8月2日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容	購入品目及び数量	ガスクロマトグラフ質量分析計 一式
	購入物品の仕様	仕様書に定めるとおり
	履行期限	平成25年11月22日
	納入場所	保健福祉局総合保健福祉センター保健所食品監視検査課
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	有資格業者名簿（注1）に記載されていること。
	所在地	有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
	実績	平成23年度以降において、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した1件160万円を超える物品等供給契約における指名の実績又は契約の履行実績（随意契約によるものを含む。）があること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課
	期間	この公告の日から平成25年9月2日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	この公告の日から平成25年8月12日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	平成25年8月26日から同月30日までの毎日午前9時から午後7時まで及び同年9月2日午前9時から午後2時まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課
	日時	平成25年9月2日午後2時10分
7 入札及び契約に関する条件	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の5以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 落札者の決定方法	契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。	
9 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
10 その他	(1) この調達に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書及び仕様書の交付は、第3項に示す日時及び場所において無償で行う。また、北九州市契約室ホームページに掲載する。 (3) この入札に係る競争参加資格確認通知を受けていない者は、当該入札に参加することができない。 (4) 原則として、入札者名義のICカード（注2）を取得し、北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していること。 (5) この公告に関する問い合わせ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2017）とする。	
注1 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。		
注2 北九州市電子入札用電子証明書（ICカード）登録要領第3条に規定するICカードをいう。		